

(別紙様式2-2)

南会津町における産業振興施策促進事項

令和元年8月9日作成

南会津町

I. 産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である南会津町全域を産業振興施策促進区域とする。

II. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、令和元年9月1日から令和6年3月31日まで行うこととする。

III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

(1) 南会津町の産業の現状

(全般)

平成18年3月20日に全部指定の振興山村である田島町・舘岩村・伊南村・南郷村が合併して南会津町となった本地域は、福島県の南西部に位置し、東は南会津郡下郷町、栃木県那須塩原市、北は大沼郡昭和村、南会津郡只見町、西は南会津郡檜枝岐村、南は栃木県日光市に接している。

面積は、東西43km、南北38km、総面積886.47km²で、その約91%が森林で占められている。

地形は、越後山系から連なる帝釈山(標高2,059.6m)を最高峰に、四方を急峻な山に囲まれた山間地で、荒海山を源とする阿賀野川水系が流れる東部の田島地域と尾瀬を源とする伊南川水系が流れる西部の舘岩・伊南・南郷地域が七ヶ岳に連なる山岳で隔たれ、2本の山岳トンネルで結ばれている。

気候は、夏は朝夕しのぎやすく、冬は厳しい日本海型に属し、豪雪地帯に指定されている。特に、西部3地域は特別豪雪地帯に指定され、積雪が2mを超えることもある。

(農業)

農業については、耕地面積1,521ha、そのうち田は1,181haで約78%を占めており、水稻が中心となっているが、気温差を活かしたトマトやアスパラガスなど複合的に営む農家が多い。また高齢化や後継者不足は深刻で、耕作が放棄された未利用農地が増加傾向にある。このような山林農地の管理水準の低下は地域振興のみならず、水源かん養等の国土・環境保全上の問題となっている。

(林業)

本町の森林面積は80,666 haで総面積に占める割合は、約91%となっている。林家はそのほとんどが10ha未満の小規模で、農業との複合経営を行っている。林業では外国産材との競合による国産材の需要低迷、林業従事者の減少や高齢化が進み、保育管理の不十分な山林が増えている。

(畜産業)

畜産業については、乳用牛飼養農家1戸、肉用牛飼養農家1戸あり、乳用牛58頭、肉用牛22頭を飼養している。

(観光業)

観光については「会津田島祇園祭」「高清水公園 ひめさゆり」「田代湿原」のほか、町内に4スキー場（だいくら、たかつえ、高畑、南郷）を有し、豊かな自然と歴史・文化が育んできた地域資源を活かし、交流人口120万人を目標とし推進している。

(製造業)

福島県工業統計調査によると製造業は45社が立地しており、繊維、金属、電子部品等の製造業が営まれている。全体としては撤退や統廃合による減少傾向があるものの、企業誘致への支援等により、一部工場の新増設もあることから、引き続き、地域に根ざした企業を積極的に支援していく必要がある。

(農林水産物販売業)

農林水産物等販売業については、道の駅及び町の駅での直売所において、地元の農産物や林産物を販売しており、町外からの来所者も多い。

需要拡大に向けたPRの強化が必要なことから、商品の品揃えや品質の向上、意見交換などを通じて、産直施設の運営改善を図り、引き続き販売額や組織の活性化に取り組んでいく必要がある。

(2) 南会津町の産業振興を図る上での課題

(農業関連)

農業の振興を図ることが課題となっており、担い手への経営農地の面積集積を進め、農作業の効率化を図ることで更なる担い手の育成や確保に努め、経営発展を進める必要がある。また、集落営農の法人化と企業の農業参入を促進して農業の活性化を図り、鳥獣被害の防止を推進し、遊休農地の発生を抑制し、農業生産を継続していくことが必要である。

(林業関連)

森林資源を活用して林業の振興を図ることが課題となっており、森林整備や路網整備の推進、素材生産量増に向けた生産システムの構築、地域材の高付加価値

化等による販路拡大を図り、林産業関係従事者の育成や就業支援等の雇用の場の確保等を行うことが必要である。

(畜産業関連)

畜産農家の高齢化に伴い、不足する後継者の確保・育成が課題となっている。そのため新規就農者の確保と育成を行う必要がある。

(地域資源を活用する製造業関連)

当町には豊富な地域資源や特色ある技術を持った企業などが立地しているが、地域経済を活性化させるため、資源の高付加価値化や新たな商品開発・技術開発に取り組むなど、さらなる地域資源の活用を図る必要がある。

また市場の動向を十分見据え、事業者や起業者の持つアイデアを生かしながら、地域資源を活用した起業や商品開発、販路の拡大などに対して、県や大学、関係機関などと連携した支援を行うことにより、内発型産業の振興に努めていく必要がある。

(農林水産物等販売業関連)

農林水産物等販売業の推進が課題となっており、農産物等の加工、調理、販売施設等の整備を充実することにより販路及び雇用の拡大につなげる必要がある。

(6次産業化関係関連)

6次産業化の推進が課題となっており、農作物の価格低迷により生産者の所得は減少し、生産意欲の減退を招くことから後継者不足や規模縮小につながっている。このため、農産物の生産から加工、販売まで行う6次産業化に取り組むことにより、規格外品の有効利用や販路の多様化等、生産者の所得増や雇用確保につなげていく必要がある。

(都市農村交流、グリーン・ツーリズム関連)

人口減少が継続する中、農業・農村体験を通じた都市農村交流を推進するとともに、農村資源を活かし、農泊等滞在型のグリーン・ツーリズムの拡大と、インバウンドの受入れ体制の整備により、地域活性化を図ることが必要である。

(その他)

- ・未利用、低利用の森林資源の活用が課題となっている。活用方法や推進方策の調査、検討等を行う必要がある。
- ・域内の事業者の設備投資を促進することが課題となっており、推進方策の調査検討、施設設備の整備等を行う必要がある。
- ・産業振興に資する人材の育成が課題となっている。

IV. 産業振興施策促進区域において振興すべき業種

農業、林業、木材産業、製造業、農林水産物等販売業

V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

○南会津町

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 農業担い手や新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 林道・作業道等路網の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 造林事業の推進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材や樹木精油等）の利用推進
- ・ 低利の融資制度への支援
- ・ 林産業従事者の育成及び就業支援
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用促進
- ・ 山村活性化支援交付金の活用推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 6次産業化への支援

○福島県

- ・ 農業生産基盤への支援
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 農業担い手や新規就農者の育成
- ・ 鳥獣被害の防止対策への支援
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 林道・作業道等路網の整備支援
- ・ 造林事業の推進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材や樹木精油等）の利用推進
- ・ 各種計画の認定、制度資金、公表制度等による林業事業者の経営合理化の推進
- ・ 林産業従事者の育成及び就業支援
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用促進
- ・ 山村活性化支援交付金の活用推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 6次産業化への支援

○南会津町商工会

- ・研修等による人材育成
- ・経営相談への対応

○南会津町観光物産協会

- ・研修等による人材育成
- ・当該地域のPR活動の強化

○会津よつば農業協同組合

- ・研修等による人材育成
- ・農林水産物等販売業の推進体制の整備・販売促進活動の強化
- ・各農家への営農指導

○南会津森林組合

- ・作業道等路網の整備
- ・間伐等の森林整備の実施
- ・林業従事者の育成・就業支援
- ・造林事業の実施

○関係機関が連携して実施する取組

- ・6次産業化の推進体制の整備・販売促進活動の強化
- ・未利用の森林資源から商品化に向けた体制整備
- ・林産資源の活用に向けた推進方策の調査・検討
- ・関係機関との情報共有の推進

VI. 産業振興施策促進事項の目標

産業振興施策促進期間の終期までの目標は以下の通り。

	地域資源を活用する 製造業	農林水産物等販売業
新規設備投資件数 (投資額)	1 件 (500 万円)	1 件 (500 万円)
新規雇用数	1 人	1 人
租税特別措置の適用件数 (適用額)	1 件 (60 万円)	1 件 (60 万円)
不均一課税の適用件数 (適用額)	1 件 (9 万円)	1 件 (9 万円)

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用実績や、町内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況の評価を公表することとする。